平成２５年（フ）第１０号
秋田県能代市二ツ井町字山根81番地２
債務者　田口ミヨ子
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第１９６号
福島県郡山市台新１丁目32番２号　ロイヤル台新413号、住民票上の住所福島県郡山市台新１丁目８番５号
債務者　篠塚　　浩
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第５４号
金沢市若草町24番３号
債務者　島野　裕行
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第８号
石川県能美郡川北町字舟場島ハ70番地３、従前の住所石川県石川郡野々市町菅原町23番50号　県営２－４
債務者　酒井　由香
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第２４号
長野県上田市下之郷乙557番地１　市住２号
債務者　竹内　　進
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後４時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第３３３号
兵庫県伊丹市瑞穂町２丁目53番地１、前住所兵庫県伊丹市西台１丁目６番17―1102号
債務者　一法師　肇
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３６３号
兵庫県宝塚市中山寺３丁目３番20号、前住所兵庫県宝塚市中筋山手３丁目６番４号中山マンション201号
債務者　とむからあ美容室ことあたしんちこと松岡なぎさ
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第５６号
兵庫県西宮市甲子園口５丁目16番２号岡本ハイツ102号、前住所兵庫県西宮市甲子園口５丁目11番９号
債務者　清家　壽夫
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第９０号
兵庫県尼崎市武庫之荘東２丁目33番12―101号
債務者　坂平土木興業こと　坂平　武夫
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第９１号
兵庫県尼崎市武庫之荘東２丁目33番12―101号
債務者　坂平　朱美
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第８３号
島根県江津市嘉久志町イ1785番地
債務者　横川眞紀子
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第５号
島根県浜田市折居町1003番地35
債務者　田中　邦子
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第７号
岡山県美作市五名1006番地１
債務者　岡田伊津子
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１０１号
愛媛県南宇和郡愛南町増田4807番地14
債務者　森　　きみ
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第４４号
北九州市若松区西天神町８番16―203号
債務者　藤野　民子
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５８号
北九州市小倉北区今町１丁目２番７―403号
債務者　山口　　誠
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部